

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目の内容（2013 年以前適用）

— 目 次 —

取引の内容		該当する番号
物品の取引	製品、原材料などの売買、仲介貿易 (ファイナンシャルリースの元本を含む)	011～073
	加工・修理	081～091
サービスの取引	観光・業務旅行、留学、治療を目的とした渡航時の 現地での消費	111～112
	物品や人の輸送	211～234
	保険	311～319
	その他のサービス(1) ・通信・郵便　・建設工事　・金融取引 ・情報処理・ソフトウェア開発 ・知的財産権の使用 ・オペレーショナルリース　・広告宣伝	411～462
	その他のサービス(2) ・法務・会計　・研究開発 ・その他の専門的業務	463～468
	その他のサービス(3) ・文化・興行　・映画・音楽 ・事務所の経費　・政府公館経費など	469～482
相殺決済	勘定の貸借記や債権債務相殺に伴う決済尻	491
賃金、収益の受払	居住者が受払いする賃金	511
	支店の収益(外国法人の日本支店、本邦法人の海外 支店)	512
	配当金、利子・利息	521～564
	その他の収益(不動産賃貸料、ファイナンシャルリ ースの利子など)	565～569
贈与、納税、損害賠償、生活費の送金など	贈与、税金、損害賠償 ・政府間の贈与　・国際機関分担・拠出金 ・納税・罰金　・寄付・贈与　・損害賠償 ・出向者の給与 ・家族以外の親族への生活費の送金など	611～614
	海外勤務者による留守宅の家族への生活費の送金	615
移住、相続、遺贈	移住、相続、遺贈に伴う資産の移転など	617～619

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

取引の内容		該当する番号
非金融資産の取引	<ul style="list-style-type: none"> 在外・在日公館用土地の取得・処分 工業所有権・著作権などの売買 	711～712
関連企業との間の取引(対外投資に係るもの)	支店投資	811
	株式の取得・処分	812～813
	株式以外の証券の取得・処分	814～817
	貸付・回収	818～823
証券投資(対外投資に係るもの)	非居住者が本邦で発行した証券の発行代り金の支払・償還金の受取	831～832
	証券の取得・処分に係る取引で、番号 812～817 に該当しない場合	843～852
その他投資(対外投資に係るもの)	対外投資に係る取引で、番号 811～852 に該当しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 関連企業以外の非居住者への貸付・貸付の回収 非居住者向け貸付債権の売買 海外不動産の取得・処分 ・預け金 ・保証 組合その他の団体に対する出資など 	871～883
関連企業との間の取引(対内投資に係るもの)	支店投資	911
	株式の取得・処分	912～913
	株式以外の証券の取得・処分	914～917
	借入・返済	918～923
証券投資(対内投資に係るもの)	居住者が外国で発行した証券の発行代り金の受取・償還金の支払	931
	証券の取得・処分に係る取引で、番号 912～917 に該当しない場合	943～951
その他投資(対内投資に係るもの)	対内投資に係る取引で、番号 911～951 に該当しない場合 <ul style="list-style-type: none"> 関連企業以外の非居住者からの借入・借入の返済 居住者向け貸付債権の売買 本邦不動産の売却・取得 ・保証 組合その他の団体に対する出資など 	970～981
金融派生商品	金融派生商品	991～995
その他	番号 011～995 に該当しない場合	1001～1100

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
011	金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が 100 分の 90 以上のもの (以下この表において「金の地金」という。) の売買代金 (輸出入に該当するもの)	<p>1. 本項に該当するもの 本邦から外国へ輸出又は外国から本邦に輸入する金の地金 (金の含有量が 90%以上) の輸出入代金の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) 金の含有量が 2%以上 90%未満の地金は、金の地金以外の貴金属であるため「031」で報告。</p> <p>(2) 金の含有量が 2%未満の地金は、貨物であるため報告不要。</p>
012	金の地金の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 金の地金 (金の含有量が 90%以上) の消費寄託契約に基づく権利の取得又は譲渡に係る受払。</p> <p>(2) ロコ・ロンドン市場等で取引をした金の地金を海外の銀行等に開設した不特定口座で受渡しする場合は「013」でなく本項 (「012」) で報告すること。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) 金 E T F (上場投資信託) 等の証券の売買代金については、対外投資に係るものは「843」または「851」、対内投資に係るものは「943」または「950」で報告すること。</p> <p>(2) 金 E T F 等の裏付けとなる金の地金の売買代金は「013」で報告すること。</p> <p>(3) ロコ・ロンドン市場等で取引をした金の地金を特定口座で受渡しする場合は「013」で報告すること。</p> <p>(4) 現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益については、「991」または「993」で報告すること。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
013	金の地金の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの）	<p>1. 本項に該当するもの <u>金の地金</u>（金の含有量が 90%以上）の売買のうち、下記 2 に該当しない売買代金の受払を報告すること。例えば、（1）ロコ・ロンドン市場等で取引をした<u>金の地金</u>（金の含有量が 90%以上）を海外の銀行等に開設した<u>特定口座</u>で受渡しする場合の売買代金の受払や、（2）金 E T F 等の裏付けとなる<u>金の地金</u>（金の含有量が 90%以上）の売買代金が該当する。また、東京工業品取引所の倉荷証券を使った受渡しも<u>特定口座</u>に準じて報告すること。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>金の地金</u>の<u>輸出入</u>代金の受払は「011」で報告。 (2) 金 E T F（上場投資信託）等の証券の売買代金については、対外投資に係るものは「843」または「851」、対内投資に係るものは「943」または「950」で報告すること。 (3) ロコ・ロンドン市場等の現物市場で取引をした<u>金の地金</u>（金の含有量が 90%以上）を海外の銀行等に開設した<u>不特定口座</u>で受渡しする場合の売買代金の受払は「012」で報告。 (4) <u>金の地金</u>の割賦販売代金の受払は「041」又は「042」で報告。 (5) 現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益については、「991」または「993」で報告すること。</p>
021	金貨の売買代金（輸出入に該当するもの）	<p>1. 本項に該当するもの <u>金貨の輸出入</u>代金の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 額面価格で取引される<u>金貨</u>は<u>支払手段</u>にあたるため、その<u>輸出入</u>代金の受払は「1001」で報告。 (2) <u>金貨</u>に係る受払のうち、<u>輸出入</u>代金以外のものは内容に応じ「022」、「041」又は「042」で報告。</p>
022	金貨の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）	<p>1. 本項に該当するもの <u>金貨の売買</u>のうち、下記 2. に該当しない売買代金の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>金貨</u>の<u>輸出入</u>代金の受払は「021」で報告。 (2) <u>金貨</u>の割賦販売代金の受払は「041」又は「042」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
031	金の地金及び金貨以外の貴金属の売買代金（輸出入に該当するもの）	<p>1. 本項に該当するもの <u>金の地金</u>（金の含有量が 90%以上）及び<u>金貨以外の貴金属の輸出入代金</u>の受払。 (1) 金の含有量が 2%以上 90%未満の<u>金の地金</u>。 (2) 金の含有量が 2%以上 90%未満の金の合金の地金。 (3) 金を主たる材料とする物であって、含有する金の重量又は価格が、当該物品の重量又は <u>FOB</u> 価格の 1/2 以上のもの。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 金の含有量が 2%未満の<u>金の地金</u>、金の合金の地金及び金を含有しないプラチナ、パラジウム、銀等は、<u>貨物</u>となるため、<u>輸出入代金</u>の受払は報告不要。</p>
032	金の地金及び金貨以外の貴金属の売買代金（輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの）	<p>1. 本項に該当するもの <u>金の地金及び金貨以外の貴金属の売買のうち、輸出入代金</u>（「031」で報告）、<u>割賦販売代金</u>（「041」又は「042」で報告）に該当しない売買代金の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 金の含有量が 2%未満の<u>金の地金</u>、金の合金の地金及び金を含有しないプラチナ、パラジウム、銀等は、<u>貨物</u>となるため、<u>売買代金</u>の受払は「061」で報告。</p>
041	居住者が非居住者に対して行う割賦販売の対象商品の購入代金（輸入又は仲介貿易に該当しないもの）	<p>本項に該当するもの <u>居住者が非居住者に対して行う割賦販売の対象となる商品</u>（<u>貴金属</u>を含む）の購入代金（<u>輸入</u>又は<u>仲介貿易</u>を伴うものを除く）の支払。</p>
042	割賦販売の対象商品の割賦代金（元本部分）	<p>1. 本項に該当するもの <u>割賦販売</u>により本邦又は外国において売買した<u>商品</u>（<u>輸出入</u>又は<u>仲介貿易</u>に該当しないもの。<u>貴金属</u>を含む）の<u>割賦販売代金</u>のうち元本に係るものの受取又は支払。</p> <p>2. 本項に該当しないもの（紛らわしいもの） 利子部分の受払は「566」で報告。</p>
051	ファイナンスリースの対象となる商品の売買代金（輸出入に該当しないもの）	<p>本項に該当するもの (1) <u>居住者が非居住者に対して行うファイナンスリース契約</u>（リース料の累計額が当該<u>商品</u>等の価額のほぼ全額となる予定のもの）の対象となる<u>商品</u>の本邦又は外国における購入代金（<u>輸入</u>を伴わないもの）の支払。 (2) 当該リース完了後における当該<u>商品</u>の売却代金（<u>輸出</u>を伴わないもの）の受取。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
052	ファイナンスリースのリース料 (元本部分)	<p>1. 本項に該当するもの <u>ファイナンスリース料のうち元本部分の受払。</u></p> <p>2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) 運航事業収支報告書若しくは国際輸送事業収支報告書の提出者は、「216」又は「217」により報告すること。</p> <p>(2) 利子部分の受払は「567」で報告。</p>
061	その他の商品の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの)	<p>1. 本項に該当するもの <u>貨物の売買代金の受払</u>であって、他の各国際収支項目に該当する取引内容がないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主なものとしては、本邦内又は外国で購入した<u>貨物</u>を第三国に移動させずに現地で転売する取引、<u>オペレーショナルリース用の航空機等の購入</u>、外国で使用する目的での自動車等の購入。 <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) 仲介貿易<u>貨物</u>の転売に伴う売買代金の受払は「071」で報告。ただし、転売目的でない場合や、転売目的で購入した<u>貨物</u>の売却先が未定の場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p>(2) <u>割賦販売対象商品</u>の代金の受払は「041」又は「042」で報告。</p> <p>(3) <u>ファイナンスリース対象商品</u>の代金の受払は「051」で報告。</p> <p>(4) 国際輸送に伴う船用油等港湾調達財貨の代金の受払は「215」又は「227」で報告。</p> <p>(5) <u>居住者が非居住者</u>から請負った海外工事のための建設資材を現地 (第三国を含む) 調達した場合の代金の支払は「421」で報告。</p> <p>(6) 本邦内にある外国政府公館の経費支出に該当する<u>商品</u>の販売代金の受払は「481」で報告。</p> <p>(7) <u>輸出入代金</u>の受払は報告不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料を外国で調達のうえ、外国で加工した製品を本邦に<u>輸入</u>する場合、当該原材料の購入代金は加工賃とともに<u>輸入代金</u>となるため報告不要。 ・ また、原材料を本邦から外国に<u>輸出</u>のうえ、外国で加工した製品を外国で売却した場合、当該売却代金は<u>輸出代金</u>として扱われるため報告不要。なお、加工賃の支払は「082」で報告。 <p>(8) 「不動産」の取得・処分代金の受払は、内容に応じ、「711」、「874」又は「974」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
071	仲介貿易貨物の売買代金	<p>1. 本項に該当するもの <u>居住者</u> (ブローカー) が <u>非居住者</u> から <u>貨物</u> を購入し、他の <u>非居住者</u> に転売する三者間の契約であって、当該 <u>貨物</u> が外国相互間を移動するいわゆる三国間貿易に伴う売買代金の受払。 ・ 例えば、<u>非居住者 A</u> から購入した <u>貨物</u> (米国に在庫) を <u>非居住者 B</u> に転売する場合、この転売に伴い、当該 <u>貨物</u> が米国以外の外国に移動する場合の売買代金の受払が該当。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) (1) <u>非居住者</u> から購入した <u>貨物</u> が第三国に移動はするものの、他の <u>非居住者</u> への転売を伴わない場合、購入代金の受払は「061」で報告。 (2) 転売でも、<u>貨物</u> が購入国から移動しない場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。 (3) 購入時に売却先が未定の場合 (三者間契約が成立していない場合) は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。 (4) <u>居住者</u> が <u>非居住者</u> から請負った海外工事で使用する建設資材を第三国で調達した場合の支払は「421」で報告。</p>
072	仲介貿易手数料	<p>1. 本項に該当するもの 転売を伴う仲介貿易に係る <u>貨物</u> 売買代金の差額 (手数料相当額) のみを受領する契約に基づく差金の受取 (受取のみ発生)。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) 転売を伴う仲介貿易に係る <u>貨物</u> 自体の代金の受払は「071」で報告。</p>
073	貿易に関連するその他の費用等 (貿易に係る損害賠償金を含む)	<p>1. 本項に該当するもの (1) <u>貨物</u> の <u>輸出入</u> に係る <u>輸出入</u> 手数料、通関手数料等の受払。 (2) <u>貨物</u> の <u>輸出入</u> 又は仲介貿易に係る契約の履行に関し生じた損害賠償金等 (為替相場や <u>商品</u> 市況等の変動に伴う値増金や値引金及びクレーム解決のための値引金、違約金等を含む) の受払。 (3) <u>輸出入</u> 又は仲介貿易に係る契約に基づき販売した <u>商品</u> の修理を販売先が行う場合で、<u>商品</u> の無償修理等の期間内であるために、販売元が販売先に支払う当該修理費用。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) (1) 仲介貿易手数料の受取は「072」で報告。 (2) <u>貨物</u> の <u>輸出入</u> において、<u>商品</u> の売買代金とは別に決済される運賃等の輸送費用は「200 番台」で報告。 (3) 同じく、保険料は「300 番台」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
081	加工賃（再輸出入を伴うもの）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 再<u>輸入</u>を伴う原材料<u>輸出</u>における加工賃の支払。すなわち、<u>居住者</u>が外国の業者に本邦から原材料を<u>輸出</u>し、外国で加工した製品を本邦に<u>輸入</u>する際に、外国の加工業者に支払う加工賃。</p> <p>(2) 再<u>輸出</u>を伴う原材料<u>輸入</u>における加工賃の受取。すなわち、<u>居住者</u>が外国の業者から<u>輸入</u>された原材料を受取り、本邦で加工後製品を外国へ<u>輸出</u>する際に、外国業者から受取る加工賃。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 原材料の<u>輸出入</u>を伴わない場合（現地調達など）、加工賃の受払は「082」で報告。</p> <p>(2) 加工製品を再<u>輸出入</u>しない場合（現地売却など）、加工賃の受払は「082」で報告。</p>
082	加工賃（再輸出入を伴わないもの）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>再<u>輸出入</u>を伴わない加工賃の受払。</p> <ul style="list-style-type: none">例えば、(1)外国で原材料を調達し、外国の加工業者に加工させた製品を外国で売却する場合や、(2)非居住者から加工を委託（原材料は外国から<u>輸入</u>又は本邦内で調達）され、加工製品を本邦内で引き渡す場合等が該当。 <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>上記 1. (1)の加工製品を本邦に<u>輸入</u>する場合、加工賃の支払及び原材料の調達代金は、全て<u>輸入</u>代金として扱われるため報告不要。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
091	動産修理費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が保有する船舶、航空機など動産の修理費の支払。</p> <p>(2) <u>非居住者</u>が保有する船舶、航空機など動産の修理費の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 定期点検等の保守代金の受払は「468」で報告。</p> <p>(2) 運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書の提出者による輸送手段(国際間の運航に使用している船舶、航空機に限る)の修理費の受払は「218」又は「219」で報告。</p> <p>(3) 建設物の修理費の受払は「421」で報告。</p> <p>(4) コンピュータの修理費の受払は「441」で報告。</p> <p>(5) <u>貨物の輸出入</u>又は仲介貿易に係る契約に基づき、販売元が負担するアフターサービス(保証期間内の修理・保守)に係る費用の受払は「073」で報告。</p>
111	旅行及び留学等に係る経費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>が本邦旅行中(観光・業務目的)に支出する滞在費(宿泊費、交通費)、通常の商品購入費、サービス料の受取。</p> <p>(2) <u>居住者</u>が外国旅行中(観光・業務目的)に支出する滞在費(宿泊費、交通費)、通常の商品購入費、サービス料の支払。</p> <p>(3) 会議等への参加費、レセプション費、出張費の受払。</p> <p>(4) 留学に係る教育費、滞在費の受払。</p> <p>(5) 渡航中の<u>居住者</u>(又は<u>非居住者</u>)が外国(又は本邦内)で受ける医療費の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>本邦と外国間の旅客運賃の受払は「200 番台」で報告。</p>
112	クレジットカードの決済代金	<p><u>居住者</u>が外国で、又は<u>非居住者</u>が本邦で使用した国際クレジットカードの決済代金の受払(報告者はクレジットカード会社)。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
	[運航事業収支報告書若しくは国際航空輸送事業収支報告書を提出する者が行ったもの]	<p>運航事業収支報告書の提出が必要となる者とは、外国為替の取引等の報告に関する省令第 27 条に規定する本邦の船会社（本邦と外国間及び外国相互間で輸送・船舶貸渡事業を行う者）及び本邦にある外国船会社の支店・代理店をいう。</p> <p>また国際航空輸送事業収支報告書の提出が必要となる者とは同省令第 26 条に規定する本邦の航空会社（本邦と外国間及び外国相互間で輸送を行う者）及び本邦にある外国の航空会社の支店・代理店をいう。</p> <p>該当する国際収支項目番号は「211」から「219」まで。ただし、運航事業収支報告書若しくは国際航空輸送事業収支報告書の報告対象とならない取引は、国際収支項目番号「221」から「234」で報告。</p>
211	海上貨物運賃	国際海上貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
212	航空貨物運賃	国際航空貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
213	海上旅客運賃	国際海上旅客輸送に伴う運賃の受払。
214	航空旅客運賃	国際航空旅客輸送に伴う運賃の受払。
215	船用油等港湾調達財貨の売買代金	国際間の運航に供している船舶や航空機で使用する燃料油、助燃剤（積込費用、容器代その他の付帯費用を含む）、船用品、機用品等の売買代金の受払。
216	用船料	国際間の運航に使用する船舶の賃貸借料（ファイナンシャルリース契約に係るものを含む）の受払。
217	用機料	国際間の運航に使用する航空機の賃貸借料（ファイナンシャルリース契約に係るものを含む）の受払。
218	海上輸送経費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 国際海上貨客輸送に伴う港湾経費、船舶の修理費、運航費、船費等の受払。</p> <p>(2) 外国船会社からの代理店手数料の受取。</p> <p>(3) 本邦船会社からの代理店手数料の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 船舶保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で報告。</p> <p>(2) 燃料、その他船用品の調達費の受払は「215」で報告。</p>
219	航空輸送経費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 国際航空貨客輸送に伴う空港経費、航空機の修理費、運航費等の受払。</p> <p>(2) 外国航空会社からの代理店手数料の受取。</p> <p>(3) 本邦航空会社からの代理店手数料の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 航空機保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で報告。</p> <p>(2) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「215」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔運航事業収支報告書若しくは国際航空輸送事業収支報告書を提出する者以外が行ったもの〕		
221	海上貨物運賃	国際海上貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
222	航空貨物運賃	国際航空貨物輸送に伴う貨物運賃の受払。
223	海上旅客運賃	国際海上旅客輸送に伴う運賃の受払。
224	航空旅客運賃	国際航空旅客輸送に伴う運賃の受払。
225	海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃	国際海上、航空貨物輸送以外の国際貨物輸送（陸上、パイプライン等）に伴う運賃の受払。
226	海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃	国際海上、航空旅客輸送以外の国際旅客輸送（陸上等）に伴う運賃の受払。
227	船用油等港湾調達財貨の売買代金	国際間の運航に供している船舶や航空機で使用する燃料油、助燃剤（積込費用、容器代その他の付帯費用を含む）、船用品、機用品等の売買代金の受払。
228	用船料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	国際間の運航に供している船舶（乗員を含む）の賃貸借料の受払。
229	用船料（輸送設備のみの貸借料）	1. 本項に該当するもの 国際間の運航に供している船舶（乗員を含まない）の賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>ファイナンシャルリース</u> 契約に基づく受払は、「052」（元本相当部分）又は「567」（利子相当部分）で報告。
230	用機料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	国際間の運航に供している航空機（乗員を含む）の賃貸借料の受払。
231	用機料（輸送設備のみの貸借料）	1. 本項に該当するもの 国際間の運航に供している航空機（乗員を含まない）の賃貸借料の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>ファイナンシャルリース</u> 契約に基づく受払は「052」（元本相当部分）又は「567」（利子相当部分）で報告。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
232	その他の海上輸送経費	<p>1. 本項に該当するもの 国際海上貨客輸送に伴う港湾経費、運航費、船費等の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 船舶修理費の受払は「091」で報告。</p> <p>(2) 船舶保険等に係る保険料・保険金の受払は「300 番台」で報告。</p> <p>(3) 燃料、その他の船用品の調達費の受払は「227」で報告。</p>
233	その他の航空輸送経費	<p>1. 本項に該当するもの 国際航空貨客輸送に伴う空港経費、運航費等の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 航空機修理費の受払は「091」で報告。</p> <p>(2) 航空機保険等に係る保険料及び保険金の受払は「300 番台」で報告。</p> <p>(3) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「227」で報告。</p>
〔その他(輸送サービスに係るもののうち、以上の項目に該当しないもの)〕		国際収支項目番号「211」から「233」に該当しないもの。
234	海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用	海上及び航空輸送以外の国際輸送(陸上、パイプライン等)に係る経費等の受払。
311	貨物運送保険料	海外積荷保険契約に基づく保険料の受払。
312	貨物運送保険金	海外積荷保険契約に基づく保険金の受払。
313	損害保険料	海外積荷保険契約以外の損害保険契約に基づく保険料の受払。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
314	損害保険金	1. 本項に該当するもの 海外積荷保険契約以外の損害保険契約に基づく保険金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 交通事故等の被害者が、加害者の契約している保険会社から受取る損害賠償金は「614」で報告。
315	生命保険料	生命保険及び年金保険契約に基づく保険料の受払。
316	生命保険金及び契約年金	1. 本項に該当するもの 生命保険契約に基づく保険金及び契約年金の受払。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 雇用主が死亡した従業員に掛けていた受取保険金を原資として当該家族等に支払われる弔慰金の受払は「614」で報告。
317	再保険料	再保険契約に基づく再保険料の受払。
318	再保険金	再保険契約に基づく再保険金の受払。
319	保険代理店手数料	保険業務に係る代理店契約に基づく事務手数料の受払。
411	通信に関連する費用	本項に該当するもの (1) 国際間の電話、テレックス、衛星及びインターネット等の利用代金の受払(報告者は国際電話会社等)。 (2) 郵便、クーリエサービス等の利用代金の受払。
421	建設工事に関連する費用	1. 本項に該当するもの (1) <u>居住者</u> が非居住者から請負った(1)海外の建設(修理を含む)、据付工事関連代金の受取、又は(2)当該工事に関連して現地(第三国を含む)で調達する資材費、人件費等や下請けに発注した際の工事代金の支払。 (2) <u>居住者</u> が非居住者に発注した(1)本邦内の建設(修理を含む)、据付工事関連代金の支払、又は(2)当該工事に関連して本邦内で調達する資材費、人件費等や <u>居住者</u> が下請けした際の工事代金の非居住者からの受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 現地工事事務所等で使用する備品購入代金の受払は「469」で報告。
431	金融取引に関連する手数料	銀行諸手数料、証券取引手数料、投資顧問料、 <u>ファイナンシャルリース</u> 仲介手数料、デリバティブ関連手数料、商品先物取引委託手数料、保証料、資産管理、運用手数料等の受払。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
441	コンピュータの利用、情報の処理又は提供に関連する費用	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) コンピュータに関連する以下の費用の受払。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料、情報処理・提供料等 (データ作成、計算委託、タイムシェアリング、データベース、オンラインサービス等)。 ・ ソフトウェアの開発委託料。 ・ 修理、保守費用。 ・ コンサルティング。 <p>(2) 報道機関等によるニュースサービス (ニュースビデオ、フィルム等を含む) に関連する費用の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) ソフトウェアの著作権使用料の受払は「452」で報告。</p>
451	工業所有権、鉱業権、商標等の使用料及び技術、経営等指導料	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 工業所有権 (特許権、実用新案権、意匠権、商標権) の使用料の受払。</p> <p>(2) 鉱業権 (採掘権、試掘権) の使用料の受払。</p> <p>(3) ノウハウ (技術情報) の使用料の受払。</p> <p>(4) フランチャイズ加盟に伴う各種費用の受払。</p> <p>(5) 上記に準じる知的財産権の使用料の受払。</p> <p>(6) 上記 (1) から (4) の権利に関する技術、経営指導料の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) 権利自体の売買 (譲渡) 代金の受払は「712」で報告。</p>
452	著作権等使用料	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>文芸、学術、美術、音楽等著作物の使用料の受払。著作物にはコンピュータソフトウェアやキャラクター商品も含まれる。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) コンピュータの使用料の受払は「441」で報告。</p> <p>(2) 上映又は放映権料の受払は「472」で報告。</p> <p>(3) 権利自体の売買 (譲渡) 代金の受払は「712」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
461	リース料 (ファイナンシャルリース料を除く。)	<p>1. 本項に該当するもの 機械、設備等のオペレーショナルリース契約に基づく賃貸借料の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの)</p> <p>(1) <u>ファイナンシャルリース</u>契約に基づく賃貸借料の受払は「052」 (元本相当部分) 又は「567」 (利子相当部分) で報告。</p> <p>(2) 国際輸送に係る船舶、航空機の賃貸借料の受払は「200 番台」で報告。</p> <p>(3) 不動産の賃貸借料の受払は「565」で報告。</p>
462	広告宣伝費	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) テレビコマーシャル等の広告宣伝費及び宣伝に関する制作費 (コマーシャル、ポスター、景品等) の受払。</p> <p>(2) 展示会、見本市等の開催費用の受払。</p> <p>(3) 製品販売促進のための費用の受払。ただし、製品の売買契約に基づく値引きは本項目ではなく「073」に該当。</p>
463	法務、会計に関連する指導料、代行費用、監査料等	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 法律顧問料、会計監査料、税務相談料等の受払。</p> <p>(2) 経営に関するコンサルティング料の受払。</p> <p>(3) 法務・会計関連の書類作成等の代行業務費用の受払。</p>
464	研究開発費	<p>1. 本項に該当するもの 基礎研究、応用研究、新製品開発等に関する費用の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) コンピュータソフトウェアの開発委託費の受払は「441」で報告。</p>
468	その他専門業務に関連する費用	<p>本項に該当するもの 専門的な業務サービスに伴う費用の受払。主な例は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・工学・その他の技術サービス (都市開発計画の建築デザイン、工事の企画・立案・監督、製品の試験・検査等)。 ・ 農業、鉱業サービス (病虫害の駆除、農業改良、鉱石分析等)。 ・ その他の専門業務サービス (市場調査、翻訳・通訳、特許出願・登録代行、医療サービス等)。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
469	事務所経費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦法人(居住者)が、当該法人の海外支店、事務所を維持するために支出する経常的経費(現地スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等)の支払。</p> <p>(2) 外国法人(非居住者)の本邦内支店、事務所が、支店、事務所を維持するために支出する経常的経費(本邦スタッフの人件費、光熱費、消耗品代等)の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 支店、事務所の創業資金、拡張資金(固定資産や繰延資産の増加を伴うもの)の受払は「811」又は「911」で報告。</p> <p>(2) 支店、事務所の経常的経費の支出を行う代わりに、当該支店、事務所が提供するサービス(市場調査結果の情報提供等)を受けている場合は、当該サービスに該当する番号で報告。</p> <p>(3) 親子等の関係にある法人間の受払は該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none">例えば、米国の親会社から新製品販売に関する日本市場の調査を依頼(業務委託)され、この委託費を受取る場合は、「468(市場調査費)」とする(この際、当該受取資金の本邦内での用途が「調査のための経費」であるため「469(事務所経費)」として報告する誤りが多くみられる。報告書の国際収支項目番号は、非居住者である米国の親会社からどのような取引に基づき資金を受取ったかを記入するものであるため、同番号は「468(市場調査費)」とすること)。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
471	文化又は興行に関連する費用	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 芸能・娯楽・音楽・スポーツ・文化展等興行イベントの開催に伴う収入の受取(興行権売却、入場料、タレント・スポーツ選手等の出演・出場料等)、又は開催に伴う関連費用の支出(会場、広告宣伝、タレント・スポーツ選手等の出演・出場料等)。</p> <p>(2) タレント・スポーツ選手等のテレビ等への出場・出演料(「472」に該当するものを除く)の受払。</p> <p>(3) 協会、クラブ、学会その他の団体への加入に伴う入会金若しくは会費等の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>スポーツ・娯楽等の会員権は、その種類が預託型や株式型の場合は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
472	フィルム、テープ等映像、音響媒体の制作費、貸借料、上映権料	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 映画フィルム(テレビフィルム、ビデオテープを含む)、音響関連テープ、レコード等の制作費の受払。制作費には俳優等の出演料、プロデューサーの報酬等も含む。</p> <p>(2) 賃貸借料、上映・放映権料、配給権使用料の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 報道機関によるニュースフィルム、ビデオの場合は「441」で報告。</p> <p>(2) 広告宣伝用の場合は「462」で報告。</p> <p>(3) 映画のビデオ化に係る費用の受払は「452」で報告。</p>
481	政府公館経費	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦内にある外国政府公館が支出する経費(事務用品、調度品、光熱水道、公用車の運行・保守、公的接待費等)の受取。報告者は外国政府公館からの当該支払を受領する居住者。</p> <p>(2) 日本政府による在外公館経費の支払(海外送金)。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>政府が公館の用に供することを目的に、土地の取得、処分を行った場合の代金の受払は「711」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
482	政府機関、国際機関に関連するその他の費用	政府、大使館、領事館、軍隊、国際機関等のサービス取引で、他の国際収支項目に含まれない取引代金の受払（外交官、軍人等の個人的支出に係る受払を含む）。
491	貸借記又は相殺の決済尻	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 勘定の貸記及び借記に基づく貸記残高又は借記残高の受払（差額の精算）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ なお、勘定の貸借記は記帳の都度「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等）」（別紙様式第 1 又は 2）の提出が必要となる（記載要領＜別紙様式第 1 又は 2＞を参照）。 <p>(2) 債権・債務の相殺に基づく差額の受払。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ただし、本国際収支項目番号で報告できるのは「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等）」（別紙様式第 1 又は 2）で、債権債務の総額（当該相殺尻を含んだ金額）を報告した場合に限る（具体的には記載要領＜別紙様式第 1 又は 2＞を参照）。 <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>上記 1. (2) に関連して、債権債務の相殺対象額（債権債務の金額が同額）のみを「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等）」（別紙様式第 1 又は 2）で報告した場合は、本国際収支項目番号でなく、差額相当額に該当する国際収支項目番号を記入すること（具体的には記載要領＜別紙様式第 1 又は 2＞を参照）。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
511	給料、賃金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 居住者が直接雇用する非居住者個人に支払う給与(役員報酬を含む)。</p> <p>(2) 非居住者(本邦にある外国政府の公館、軍用地及び国際機関を含む)に直接雇用される居住者個人が当該非居住者から受取る給与(役員報酬を含む)。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 本邦内にある事務所に勤務する目的で入国した外国人は居住者、外国にある事務所に勤務する目的で出国した本邦人は非居住者として扱われるため、勤務地で支払われる給与は報告対象外。</p> <p>(2) 出向者の勤務先が、勤務している社員に代わって本国家族に送金する資金を、出向元企業にまとめて送金することに伴う受払は、「615」で報告。</p> <p>(3) 出向者の給与を、出向元の企業が負担することに伴う受払は、「614」で報告。</p> <p>(4) 退職金の受払で、外国にある事務所に勤務していた者が退職に伴い本邦に移住、もしくは本邦内にある事務所に勤務していた者が退職に伴い外国へ移住する際に支払われたものは「617」で報告。</p> <p>(5) 人材派遣サービスを受ける場合もしくは人材派遣サービスを提供する場合の派遣料の受払は、「468」で報告。</p>
512	支店収益	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取。</p> <p>(2) 外国にある法人の本邦内支店からの海外本店への利潤の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>欠損補填金の受払は「568」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔関連企業との間の配当金、貸付利息、借入利息又は債券利子〕		該当する国際収支項目番号は「521」から「525」まで。
521	関連企業との間の配当金(清算配当金を除く。)	<p>1. 本項に該当するもの (対外直接投資の関係にある場合)</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>からの配当金の受取。 (2) <u>本邦にある親会社</u>の<u>株式等</u>を保有する<u>外国にある子会社</u>に対する配当金の支払。 ・ 上記(1)、(2)に係る配当金は、国際収支項目番号が「812」又は「913」に該当する<u>株式等</u>に対応する配当金の受払に限る。</p> <p>(対内直接投資の関係にある場合)</p> <p>(1) <u>外国にある親会社</u>に対する配当金の支払。 (2) <u>外国にある親会社</u>の<u>株式等</u>を保有する<u>本邦にある子会社</u>による配当金の受取。 ・ 上記(1)、(2)に係る配当金は、国際収支項目番号が「813」又は「912」に該当する<u>株式等</u>に対応する配当金の受払に限る。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 「812」、「813」、「912」、「913」に該当しない<u>株式等</u>に係る配当金の受払は「526」で報告(ただし、清算配当金については、対外直接投資の関係に該当する場合は「812」、対内直接投資の関係に該当する場合は「912」で報告)。</p>
522	関連企業との間の貸付利息又は借入利息(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)に対する貸付金に係る利息の受取であって、金銭貸借の当事者のいずれか一方又は双方が<u>金融会社</u>の場合。 (2) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)からの借入金に係る利息の支払であって、金銭貸借の当事者のいずれか一方又は双方が<u>金融会社</u>の場合。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
523	関連企業との間の貸付利息 又は借入利息(金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)に対する貸付金に係る利息の受取であって、金銭貸借の当事者の双方が<u>金融会社</u>でない場合。</p> <p>(2) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)からの借入金に係る利息の支払であって、金銭貸借の当事者の双方が<u>金融会社</u>でない場合。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
524	関連企業との間の債券利子 (金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)が発行した債券に係る利子の受取であって、当事者のいずれか一方又は双方が<u>金融会社</u>の場合。</p> <p>(2) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)が所有する、当該<u>居住者</u>が発行した債券に係る利子の支払であって、当事者のいずれか一方又は双方が<u>金融会社</u>の場合。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
525	関連企業との間の債券利子 (金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)が発行した債券に係る利子の受取であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>でない場合。</p> <p>(2) <u>外国にある子会社</u>(又は<u>外国にある親会社</u>)が所有する、当該<u>居住者</u>が発行した債券に係る利子の支払であって、当事者の双方が<u>金融会社</u>でない場合。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔関連企業間以外の配当金、貸付利息、借入利息又は債券利子〕		該当する国際収支項目番号は「526」から「528」まで。
526	配当金（清算配当金を除く。）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 投資先（関連企業に該当しない<u>非居住者</u>）からの配当金の受取。</p> <p>(2) 出資者（関連企業に該当しない<u>非居住者</u>）への配当金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 関連企業間の配当金の受払は「521」で報告。</p> <p>(2) 清算配当金の受払は「843」又は「943」で報告。</p>
527	貸付利息又は借入利息	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>（関連企業に該当しない者）からの利息の受取。</p> <p>(2) <u>非居住者</u>（関連企業に該当しない者）への利息の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 関連企業間の利息の受払は「522」又は「523」で報告。</p> <p>(2) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
528	債券利子	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>発行体と保有者との関係が関連企業に該当しない場合の債券利子の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 関連企業間で発行・保有されている債券に係る利子の受払は「524」又は「525」で報告。</p> <p>(2) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
561	金融市場商品に係る利子	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>原契約期間が 1 年以内の証券（外国で発行された満期 1 年以内の譲渡性預金証書等）に係る利子の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
563	預金利息	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による海外金融機関等への預け金から発生する受取利息(銀行等の金融機関以外への預け金も含む)。</p> <p>(2) <u>非居住者</u>による本邦金融機関等への預け金から発生する支払利息(銀行等の金融機関以外への預け金も含む)。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。</p>
564	貿易信用に係る利子	貿易信用の供与若しくは享受に係る利子の受払。
565	不動産賃貸借料	不動産の賃貸に伴う賃貸借料の受払。
566	割賦販売に係る利子	<p>1. 本項に該当するもの <u>割賦販売契約</u>に基づく割賦代金のうち、利子相当部分の受払。ただし、本邦又は外国において売買した<u>商品</u>の取引(<u>輸出入</u>又は<u>仲介貿易</u>に該当しないもの)に限る。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 元本相当部分の受払は「042」で報告。</p>
567	ファイナンシャルリース料 (利子部分)	<p>1. 本項に該当するもの <u>ファイナンシャルリース契約</u>に基づくリース料のうち、利子相当部分の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 元本相当部分の受払は「052」で報告。</p> <p>(2) 運航事業収支報告書又は国際輸送事業収支報告書の提出者の場合は「216」又は「217」で報告。</p> <p>(3) <u>オペレーショナルリース契約</u>に基づくリース料の受払は「461」で報告。</p>
568	欠損補填金(関連企業間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社</u>又は本邦にある法人の海外支店への欠損補填金の支払。</p> <p>(2) <u>本邦にある子会社</u>又は外国法人の本邦内支店による欠損補填金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 上記 1. に該当しない損失補填金の受払は「614」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
569	その他の投資収益	1. 本項に該当するもの 対外資産又は対外債務に係る投資収益で、他の項目に該当しない投資収益（有価証券の品貸（借）料等）の受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 元本相当部分の受払は「800 番台」又は「900 番台」で報告。
611	政府間の贈与	1. 本項に該当するもの <u>日本政府等</u> と外国政府等（国際機関を含む）との間の無償資金協力に係る受払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 非政府・非営利組織（NGO、NPO）による受払代金の受払は「614」で報告。
612	国際機関に対する分担金又は拠出金	国際連合等国際機関に対する <u>日本政府等</u> の分担金・拠出金の支出又は回収。
613	日本政府と非居住者との間のその他の贈与	1. 本項に該当するもの (1) <u>日本政府等</u> による <u>非居住者</u> からの所得税、その他諸税（相続税、贈与税を除く）、社会保険料、領事査証料、罰金等の受取。 (2) <u>日本政府等</u> による <u>非居住者</u> に対する諸税還付金、社会保険金、補償金等の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>日本政府等</u> による <u>非居住者</u> からの相続税、贈与税の受取は「618」で報告。 (2) 外国政府等と <u>居住者</u> （ <u>日本政府等</u> を除く）の受払は「614」で報告。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
614	その他の贈与	<p>1. 本項に該当するもの 国際収支項目番号「611」、「613」、「617」、「619」に該当しない贈与の受払。主な例は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人間の贈与の受払（親族間の生活費扶助料を含む）であって、家族への生活費の送金、固定資産取得等のための受払以外のもの。 ・ 寄付金、災害援助金、布教関係費用、賞金、損害賠償金（和解金、慰謝料を含む）、損失補填金（「568」に該当するものを除く）等の受払。 ・ <u>居住者</u>による外国政府等からの諸税還付金、社会保険金、補償金等の受取。 ・ <u>居住者</u>による外国政府等に対する所得税、その他諸税（相続税、贈与税を除く）、漁業権料、社会保険料、領事査証料等の支払。 ・ 本邦企業から外国にある支店又は事務所へ出向した従業員の給与の一部（又は全部）を出向元が負担することに伴う支払。逆に外国企業から本邦内にある支店又は事務所へ出向してきた従業員の給与の一部（又は全部）を出向元の外国企業が負担することに伴う受取。 <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 家族への生活費の送金は「615」で報告。 (2) <u>居住者</u>による外国政府等に対する相続税、贈与税の支払は「618」で報告。 (3) 固定資産取得等のための贈与の受払は「619」で報告。
615	労働者の留守宅送金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本邦に残留している家族が、外国勤務のために出国した世帯主（あるいは勤務先企業）から受取る生活費。 (2) 本邦に勤務目的で入国した外国人（あるいは勤務先企業）が、外国の残留家族に支払う生活費。 (3) 当該労働者の勤務先企業が、給与を当該労働者が母国に開設している預金口座に振込む場合であって、それが残留家族の生活費目的である場合。 <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 勤務目的で出入国した労働者はその国の<u>居住者</u>として扱われるため、勤務先からの給与自体は報告対象外。受取った給与の一部（又は全部）を母国の残留家族に送金する場合は「615」に該当。 (2) 本邦にある在外公館の外交官や領事官や在日米軍基地の隊員は<u>非居住者</u>であるため、報告対象外。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
617	移住、相続、遺贈に伴う資産の移転	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 海外への移住に伴う本邦にある自己資産の海外への送金。</p> <p>(2) 本邦への移住に伴う海外にある自己資産の本邦への取寄せ。</p> <p>(3) <u>非居住者</u>からの相続財産又は<u>非居住者</u>から遺贈を受けた財産の受取。</p> <p>(4) <u>非居住者</u>が<u>居住者</u>より相続した財産又は遺贈を受けた財産の<u>非居住者</u>への支払。</p> <p>2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの) 海外への移住を伴わない、海外での預金に伴う本邦から海外への送金又は海外から本邦への回収は「875」で報告。</p>
618	相続税又は贈与税	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 日本政府による<u>非居住者</u>からの相続税又は贈与税の受取。</p> <p>(2) <u>居住者</u>による外国政府への相続税又は贈与税の支払。</p> <p>2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの) 所得税等は「613」又は「614」で報告。</p>
619	固定資産の取得のための贈与	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 固定資産の取得を目的とした<u>居住者</u>から<u>非居住者</u>への贈与金の支払。</p> <p>(2) 固定資産の取得を目的とした<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>からの贈与金の受取。</p> <p>2. 本項に該当しないもの (紛らわしいもの) 固定資産の取得を目的としない贈与金の受払は「614」で報告。</p>
711	在外公館又は在外公館のための土地の取得又は処分代金	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 日本政府が、在外公館の用に供することを目的に、外国にある土地を取得することに伴う支払。</p> <p>(2) 日本政府が、在外公館の用に供することを目的に取得した外国にある土地を処分することに伴う受取。</p> <p>(3) 外国政府が、在外公館の用に供することを目的に、本邦にある土地を取得することに伴う受取。</p> <p>(4) 外国政府が、在外公館の用に供することを目的に取得した本邦にある土地を処分することに伴う支払。</p>
712	工業所有権・著作権等の取得又は処分代金	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 工業所有権、著作権、商標権、フランチャイズ、リース権、排出権 (排出権取得を目的とした出資を含む)、移籍金等の権利の取得に係る支払。</p> <p>(2) 当該権利の売却に係る受取。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔関連企業との間の取引（対外投資に係るもの）〕		
811	対外支店投資	1. 本項に該当するもの (1) 本邦にある法人の海外支店の設立資金、拡張資金の支払。 (2) 当該支店の閉鎖若しくは業務縮小に伴う回収資金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 本支店間の貸付に伴う受払については「818」から「823」で報告。 (2) 支店からの利潤の受取は「512」で報告。
812	本邦親会社による外国子会社株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	1. 本項に該当するもの (1) <u>本邦にある親会社が外国にある子会社の株式等</u> を取得したことに伴う代金の支払。 —— 子会社設立又は親会社となるための <u>株式等</u> の取得、資本準備金への払込み、会社型投信への出資を含む。 (2) 当該 <u>株式等</u> の処分代金の受取。 (3) 子会社の解散等に伴う清算配当金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受払については「521」で報告。
813	本邦子会社による外国親会社株式等の取得又は処分代金	1. 本項に該当するもの (1) <u>本邦にある子会社が外国にある親会社の株式等</u> を取得したことに伴う代金の支払。 (2) 当該 <u>株式等</u> の処分代金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>本邦にある親会社が外国にある子会社の株式等</u> を取得又は処分したことに伴う受払については「812」で報告。 (2) 利益配当金の受払については「521」で報告。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
814	本邦親会社による外国子会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある親会社が外国にある子会社</u>の発行した証券（除く<u>株式等</u>）を取得したことに伴う代金の支払（「831」または「832」に該当するものを除く）。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の受取（「831」または「832」に該当するものを除く）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「524」で報告。</p>
815	本邦親会社による外国子会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>本邦にある親会社が外国にある子会社</u>の発行した<u>株式等</u>以外の証券を取得したことに伴う代金（発行代わり金を含む）の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「525」で報告。</p>
816	本邦子会社による外国親会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある子会社が外国にある親会社</u>の発行した証券（除く<u>株式等</u>）を取得したことに伴う代金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「524」で報告。</p>
817	本邦子会社による外国親会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>本邦にある子会社が外国にある親会社</u>の発行した<u>株式等</u>以外の証券を取得したことに伴う代金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「525」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
818	本邦親会社による外国子会社への中長期貸付金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が金融会社である場合において、本邦にある親会社が外国にある子会社に対して原契約期間が1年超の貸付けを行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「522」で報告。</p>
819	本邦親会社による外国子会社への短期貸付金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が金融会社である場合において、本邦にある親会社が外国にある子会社に対して原契約期間が1年以内の貸付けを行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「522」で報告。</p>
820	本邦親会社による外国子会社への貸付金(金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに金融会社でない場合において、本邦にある親会社が外国にある子会社に対して貸付けを行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払については「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払については「523」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
821	本邦子会社による外国親会社への中長期貸付金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある子会社</u>が<u>外国にある親会社</u>に対して<u>原契約期間が1年超の貸付け</u>を行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「522」で報告。</p>
822	本邦子会社による外国親会社への短期貸付金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある子会社</u>が<u>外国にある親会社</u>に対して<u>原契約期間が1年以内の貸付け</u>を行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「522」で報告。</p>
823	本邦子会社による外国親会社への貸付金(金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>本邦にある子会社</u>が<u>外国にある親会社</u>に対して<u>貸付け</u>を行うことに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に関する受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払については「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 利息の受払については「523」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔証券投資（対外投資に係るもの）〕		
831	非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が 1 年を超える円建外債、外貨建て外債及び株式等の発行代わり金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>が本邦で発行した中長期債券等（原契約期間が 1 年超）、<u>株式等</u>の発行体への発行代わり金の支払（「815」に該当するものを除く）。</p> <p>(2) 当該証券の発行体からの償還金の受取（繰上償還を含み、「815」に該当するものを除く）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 利子の受払については「528」で報告。</p> <p>(2) 利益配当金の受払については「526」で報告。</p>
832	非居住者が本邦において発行した、発行時の満期が 1 年以内の証券の発行代わり金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>が本邦で発行した短期証券（原契約期間が 1 年以下、含む CP）の発行体への発行代わり金の支払（「815」に該当するものを除く）。</p> <p>(2) 当該証券の発行体からの償還金の受取（「815」に該当するものを除く）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>利子の受払については「561」で報告。</p>
＜その他の対外証券投資＞		
843	非居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者発行株式等</u>の取得代金の支払。 —— 当該<u>株式等</u>には、会社型投信、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の取得、資本準備金への払込みを含む。</p> <p>(2) 当該<u>株式等</u>の処分代金、清算配当金の受取。</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使による株式の取得代金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>当該<u>株式等</u>に係る利益配当金の受払については「526」で報告。</p>
844	非居住者発行証券（中長期）の取得、処分代金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者発行中長期証券</u>（原契約期間が 1 年超）の取得代金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>利子の受払については「528」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
845	非居住者発行証券(短期)の 取得、処分代金又は償還金	1. 本項に該当するもの (1) <u>非居住者発行短期証券</u> (原契約期間が1年以内)の取得代金の支払。 (2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 利子の受払については「561」で報告。
848	非居住者発行新株予約権等 の取得又は処分代金	本項に該当するもの (1) <u>非居住者発行新株予約権</u> 又は社債引受権の取得代金の支払。 (2) 当該債権の処分代金の受取。
849	証券の買現先の買入、売戻し	本項に該当するもの (1) <u>居住者</u> が <u>非居住者</u> との間で行う証券の買現先の実行による支払。 (2) <u>居住者</u> が <u>非居住者</u> との間で行う証券の買現先の売戻しによる受取。
851	その他の非居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金	1. 本項に該当するもの (1) その他の <u>非居住者発行中長期証券</u> (原契約期間が1年超、契約型投信を含む)の取得代金の支払。 (2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 利子の受払については「528」で報告。
852	その他の非居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金	1. 本項に該当するもの (1) その他の <u>非居住者発行短期証券</u> (原契約期間が1年以内)の取得代金の支払。 (2) 当該証券の処分代金、償還金の受取。 2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの) 利子の受払については「561」で報告。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔その他投資（対外投資に係るもの）〕		
871	非居住者に対する中長期貸付金（関連企業との間の貸付け以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者が非居住者（関連企業を除く）</u> に対して行う<u>原契約期間が1年超の貸付け</u>に伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「527」で報告。</p>
872	非居住者に対する短期貸付金（関連企業との間の貸付け以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者が非居住者（関連企業を除く）</u> に対して行う原契約期間が1年以内の貸付けに伴う支払。</p> <p>(2) 当該貸付けの回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該貸付けの利息の受払は「527」で報告。</p>
873	非居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者に対する貸付債権（元本部分）の非居住者への譲渡</u>に伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該貸付債権(元本部分)の回収資金の譲渡先への支払。</p> <p>(3) <u>非居住者に対する貸付債権（元本部分）の非居住者からの譲受</u>に伴う代金の支払。</p> <p>(4) 当該貸付債権（元本部分）の回収資金の譲受先からの受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 非居住者に対する貸付債権の譲渡代金の受取のうち、未収利息に係る部分は、「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(2) 非居住者に対する貸付債権の譲受代金の支払のうち、未収利息に係る部分は、「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(3) 当該譲渡済み貸付債権の回収資金の譲渡先への支払のうち、利息部分は「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(4) 当該譲受け済み貸付債権の回収資金の譲受先からの受取のうち、利息部分は「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
874	外国にある不動産の取得又は処分代金(在外公館分を除く。)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による外国にある不動産の取得代金の支払。</p> <p>(2) 当該不動産の処分代金の受取。</p>
875	非居住者に対する預け金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による外国にある預金(定期預金等貯蓄を目的とするものも含む)勘定への預入のための支払。</p> <p>(2) 当該預金勘定からの引出に伴う受取。</p> <p>(3) 預託金方式のリゾート会員権、ゴルフ会員権等の取得に伴う預託金の支払。</p> <p>(4) 上記(3)に係る預託金の返還に伴う受取。</p> <p>—— <u>非居住者</u>に対する預け金の月末残高が1億円相当額を超える場合には、別途「海外預金の残高等に関する報告書」を提出する必要があることに注意すること。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 預金勘定を通じて10日以内に<u>非居住者</u>との債権債務に係る決済を行う場合は、本項ではなく、当該受払の内容に該当する国際収支項目番号で報告。</p> <p>(2) 預金利息は「563」で報告。</p>
876	保証の履行	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による<u>非居住者</u>に対する保証の履行に係る支払。</p> <p>(2) 当該保証の履行に伴う<u>非居住者</u>に対する求償債権の回収に係る受取。</p> <p>—— <u>非居住者</u>に対する債務(貿易に係る債務を除く)につき、他の<u>居住者</u>により保証の履行を受けた<u>居住者</u>は当該債務の消滅について、別途「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等)」を、当該債務に該当する国際収支項目番号で報告する必要がある。</p>
877	債務履行の引受契約に係る預託金	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>の債務の履行を<u>非居住者</u>が引受ける契約に係る預託金の支払。</p> <p>(2) 当該預託金の回収に係る受取。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
878	組合その他の団体に対する出資	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が外国にある法人格のない組合その他の団体へ出資(商品ファンドへの出資も含む)した場合の支払。</p> <p>(2) 当該出資の回収に伴う受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>法人格のある組合への出資は「812」又は「843」で報告。</p>
880	保証金及び担保金(居住者側の資産に計上されるもの)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>と、店頭オプション取引、証券貸借取引、金融・証券先物取引、商品先物取引等、取引所における派生商品の取引、<u>輸出入</u>等、各種取引を行った場合における当該取引に伴う保証金、担保金等(<u>居住者側</u>の資産に計上されるもの)の預入れに係る支払。</p> <p>(2) 当該保証金及び担保金等の返還に係る受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p><u>居住者側</u>の負債に計上されるべき保証金、担保金等の受入れ及びその払い戻しは「979」で報告。</p>
881	国際機関への出資	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による国際機関への出資に伴う支払。</p> <p>(2) 同出資の回収に伴う受取。</p>
882	その他の資本取引(原契約期間等が1年を超えるもの)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 「811」～「881」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債権の発生に係る中長期の資本取引に伴う支払。</p> <p>(2) 当該取引に伴う債権の消滅に伴う受取。</p>
883	その他の資本取引(原契約期間等が1年以内のもの)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 「811」～「881」に該当しない<u>居住者</u>の<u>非居住者</u>に対する債権の発生に係る短期の資本取引に伴う支払。</p> <p>(2) 当該取引に伴う債権の消滅に伴う受取。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔関連企業との間の取引（対内投資に係るもの）〕		
911	対内支店投資	1. 本項に該当するもの (1) 外国にある法人の本邦支店の設立資金、拡張資金の受取。 (2) 当該支店の閉鎖若しくは業務縮小に伴う回収資金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 本支店間の借入に伴う受払については「918」から「923」で報告。 (2) 本店への利潤の支払は「512」で報告。
912	外国親会社による本邦子会社株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	1. 本項に該当するもの (1) <u>外国にある親会社</u> が <u>本邦にある子会社</u> の <u>株式等</u> を取得したことに伴う代金の受取。 ―― 子会社設立又は親会社等となるための <u>株式等</u> の取得、資本準備金への受入れ、会社型投信への出資を含む。 (2) 当該 <u>株式等</u> の処分代金の支払。 (3) 子会社の解散等に伴う清算配当金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受払については「521」で報告。
913	外国子会社による本邦親会社株式等の取得又は処分代金	1. 本項に該当するもの (1) <u>外国にある子会社</u> が <u>本邦にある親会社</u> の <u>株式等</u> を取得したことに伴う代金の受取。 (2) 当該 <u>株式等</u> の処分代金の支払。 2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) <u>外国にある親会社</u> が <u>本邦にある子会社</u> の <u>株式等</u> を取得又は処分したことに伴う受払については「912」で報告。 (2) 利益配当金の受払については「521」で報告。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
914	外国親会社による本邦子会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>外国にある親会社</u>が本邦にある子会社の発行した証券（除く株式等）を取得したことに伴う代金の受取（「931」に該当するものを除く）。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の支払（「931」に該当するものを除く）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「524」で報告。</p>
915	外国親会社による本邦子会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>外国にある親会社</u>が本邦にある子会社の発行した<u>株式等</u>以外の証券を取得したことに伴う代金（発行代わり金を含む）の受取。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「525」で報告。</p>
916	外国子会社による本邦親会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>外国にある子会社</u>が本邦にある親会社の発行した証券（除く<u>株式等</u>）を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「524」で報告。</p>
917	外国子会社による本邦親会社発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>外国にある子会社</u>が本邦にある親会社が発行した<u>株式等</u>以外の証券を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金、償還金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「525」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
918	本邦子会社による外国親会社からの中長期借入金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある子会社が外国にある親会社</u>から<u>原契約期間が1年超の借入れ</u>を行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「522」で報告。</p>
919	本邦子会社による外国親会社からの短期借入金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある子会社が外国にある親会社</u>から<u>原契約期間が1年以内の借入れ</u>を行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「522」で報告。</p>
920	本邦子会社による外国親会社からの借入金(金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>本邦にある子会社が外国にある親会社</u>から借入れを行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払については「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 利息の受払については「523」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
921	本邦親会社による外国子会社からの中長期借入金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある親会社が外国にある子会社</u>から<u>原契約期間が1年超の借入れ</u>を行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「522」で報告。</p>
922	本邦親会社による外国子会社からの短期借入金(金融会社間)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社又は子会社の双方又はいずれか一方が<u>金融会社</u>である場合において、<u>本邦にある親会社が外国にある子会社</u>からの<u>原契約期間が1年以内の借入れ</u>を行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「522」で報告。</p>
923	本邦親会社による外国子会社からの借入金(金融会社間以外)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 親会社及び子会社がともに<u>金融会社</u>でない場合において、<u>本邦にある親会社が外国にある子会社</u>から借入れを行うことに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) 貸付債権の売買の代金等の受払については「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 利息の受払については「523」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔証券投資（対内投資に係るもの）〕		
931	居住者が外国において発行した、債券及び株式等の発行代わり金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が外国で発行した債券等、<u>株式等</u>の発行体による発行代わり金の受取。</p> <p>(2) 当該証券の発行体による償還金の支払（繰上償還、<u>デットアサンプション</u>による償還を含み、「915」に該当するものを除く）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 当該証券が中期債の場合の利子の受払については「528」で報告。</p> <p>(2) 当該証券が短期債の場合の利子の受払については「561」で報告。</p> <p>(3) 利益配当金の受払については「526」で報告。</p> <p>(4) 手数料については「431」で報告。</p>
＜その他の対内証券投資＞		
943	居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者発行株式等</u>の取得代金、清算配当金の支払。 —— 当該<u>株式等</u>には、会社型投信、<u>株式等</u>の取得又は処分を伴う会員権等の取得、資本準備金への払込みを含む。</p> <p>(2) 当該<u>株式等</u>の処分代金の受取。</p> <p>(3) 新株予約権の権利行使による株式の処分代金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受取については「526」で報告。</p>
944	居住者発行証券（中長期）の取得、処分代金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者発行中長期証券</u>（原契約期間が1年超）の取得代金、償還金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利子の受払については「528」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
945	居住者発行証券(短期)の取得、処分代金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>発行短期証券(原契約期間が1年以内)の取得代金、償還金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>利子の受払については「561」で報告。</p>
947	居住者発行新株予約権等の取得、処分代金	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が発行した新株予約権・社債引受権の取得代金の支払。</p> <p>(2) 当該債権の処分代金の受取。</p>
949	証券の売現先の売却、買戻し	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>との間で行う証券の売現先の実行による受取。</p> <p>(2) <u>居住者</u>による<u>非居住者</u>との間で行う証券の売現先の買戻しによる支払。</p>
950	その他の居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) その他の<u>居住者</u>発行中長期証券(原契約期間が1年超)の取得代金、償還金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>利子の受払については「528」で報告。</p>
951	その他の居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) その他の<u>居住者</u>発行短期証券(原契約期間が1年以内)の取得代金、償還金の支払。</p> <p>(2) 当該証券の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>利子の受払については「561」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
〔その他投資（対内投資に係るもの）〕		
970	非居住者（邦銀海外店）からの 中長期借入金・短期借入金	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による邦銀海外支店からの借入れに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>非居住者</u>に売却した<u>居住者</u>向け貸付債権の代行回収に伴う支払は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「527」で報告。</p>
971	非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店及び関連企業との間の借入金以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による<u>非居住者</u>（邦銀海外店及び関連企業以外）からの<u>原契約期間が1年超</u>の借入れに伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「527」で報告。</p>
972	非居住者からの短期借入金（邦銀海外店及び関連企業との間の借入金以外）	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>による<u>非居住者</u>（邦銀海外店及び関連企業以外）からの<u>原契約期間が1年以内</u>の借入に伴う受取。</p> <p>(2) 当該借入れの返済に伴う支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 貸付債権の売買に伴う代金等の受払は「873」又は「973」で報告。</p> <p>(2) 当該借入れの利息は「527」で報告。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
973	居住者に対する貸付債権の 売買代金(ローンパーティシ ペーションを含む。)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 居住者に対する貸付債権(元本部分)の<u>非居住者</u>への譲渡に伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該貸付債権(元本部分)の回収資金の譲渡先への支払。</p> <p>(3) 居住者に対する貸付債権(元本部分)の<u>非居住者</u>からの譲受に伴う代金の支払。</p> <p>(4) 当該貸付債権(元本部分)の回収資金の譲受先からの受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>(1) <u>居住者</u>に対する貸付債権の譲渡代金の受取のうち、未収利息に係る部分は、「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(2) <u>居住者</u>に対する貸付債権の譲受代金の支払のうち、未収利息に係る部分は、「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(3) 当該譲渡済み貸付債権の回収資金の譲渡先への支払のうち、利息部分は「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p> <p>(4) 当該譲受け済み貸付債権の回収資金の譲受先からの受取のうち、利息部分は「522」、「523」、「527」のうち該当するもので報告。</p>
974	本邦にある不動産の取得又は 処分代金(在日外国公館分 を除く。)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>による本邦にある不動産の取得に伴う受取。</p> <p>(2) 当該不動産の処分に伴う支払。</p>
975	保証の履行	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>による金銭貸借等に係る保証の履行に伴う受取。</p> <p>(2) 当該履行に係る求償債務の弁済に伴う支払。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支 項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
977	組合その他の団体に対する 出資	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>非居住者</u>による本邦にある法人格のない組合その他の団体(商品ファンドを含む)への出資に伴う受取。</p> <p>(2) 当該出資の回収に係る支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p>法人格のある組合への出資は「912」又は「943」で報告。</p>
979	保証金及び担保金(居住者側の 負債に計上されるもの)	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>居住者</u>が<u>非居住者</u>と、店頭オプション取引、証券貸借取引、金融・証券先物取引、商品先物取引等、取引所における派生商品の取引、<u>輸出入</u>等、各種取引を行った場合における当該取引に伴う保証金、担保金等(<u>居住者側</u>の負債に計上されるもの)の受入れに係る受取。</p> <p>(2) 当該保証金、担保金等の払戻しに係る支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</p> <p><u>居住者側</u>の資産に計上されるべき保証金、担保金等の預入れ及びその回収は「880」で報告。</p>
980	その他の資本取引(原契約期 間等が1年を超えるもの)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 「911」～「979」に該当しない<u>居住者</u>の債務の発生に係る中長期(原契約期間等が1年超のものをいう)の<u>非居住者</u>との資本取引に伴う受取。</p> <p>(2) 当該取引に伴う債務の消滅に伴う支払。</p>
981	その他の資本取引(原契約期 間等が1年以内のもの)	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 「911」～「979」に該当しない<u>居住者</u>の債務の発生に係る短期(原契約期間等が1年以内のものをいう)の<u>非居住者</u>との資本取引に伴う受取。</p> <p>(2) 当該取引に伴う債務の消滅に伴う支払。</p>

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
991	先物取引及び先渡取引に係る差損益	1. 本項に該当するもの 先物取引及び先渡取引に係る売買差損益の受払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) (1) 証拠金・担保金の受払については、「880」又は「979」で報告。 (2) 手数料の受払については、「431」で報告。
992	オプション取引に係るプレミアム	オプション取引におけるプレミアムの受払。
993	オプション取引に係る差損益	1. 本項に該当するもの オプション取引の反対売買に係る差損益の受払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) (1) 証拠金・担保金の受払については、「880」又は「979」で報告。 (2) 手数料の受払については、「431」で報告。
994	通貨スワップ取引に係る元本交換	1. 本項に該当するもの 通貨スワップ取引に係る元本交換額の受払。 2. 本項による報告対象外のもの (紛らわしいもの) 金利の受払は、「995」で報告。
995	スワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等	スワップ取引 (金利、通貨スワップ等) に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等の受払 (ネット契約の場合はネットで、グロス契約の場合はグロスで報告)。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

国際収支項目番号	国際収支項目	内容の説明・主要事例 (アンダーラインのある用語は法令等に基づき特別な意味で使われていますので、必ず「用語の解説」を参照下さい)
1001	為替売買	本項に該当するもの (1) <u>居住者</u> が行う <u>非居住者</u> からの本邦通貨及び外国通貨の買入れに伴う支払。 (2) <u>居住者</u> が行う <u>非居住者</u> からの本邦通貨及び外国通貨の売却に伴う受取。
1002	他の居住者と非居住者との決済のための預り金	本項に該当するもの (1) 他の <u>居住者</u> と <u>非居住者</u> との決済のための預り金の発生に伴う受取。 (2) 他の <u>居住者</u> と <u>非居住者</u> との決済のための預り金の払出しに伴う支払。 —— 上記における他の <u>居住者</u> は別途、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等)」により、 <u>非居住者</u> との取引について該当する国際収支項目番号で報告する必要がある。
1003	居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領	本項に該当するもの (1) <u>居住者</u> 間の取引又は行為に係る海外への支払。 (2) <u>居住者</u> 間の取引又は行為に係る海外からの受取。
1100	その他(上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払又は支払の受領)	本項に該当するもの (1) 上記各項目に該当しない取引又は行為に係る受取。 (2) 上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払。 —— 取引等の内容を報告書の余白に具体的に記入すること。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

「国際収支項目の内容」で使用している用語（アンダーラインのある用語）の解説

No.	用語	解説
1	輸出入（輸出又は輸入）	国際間の商品（No.7参照）売買に関する取引であって、本邦において通関手続きを行うもの。 （注1）委託販売貿易契約を含む （注2）輸出入商品が貨物（No.6参照）である場合は支払又は支払の受領に関する報告書の提出は不要。 （注3）仲介貿易（いわゆる三国間貿易）は輸出入には該当しない。
2	金の地金	金の地金のうち、当該金の地金の全重量に占める金の含有量が90%以上のもの。 （注1）金の含有量の基準は「国際収支項目の内容」で使用する用語に限定したものであるため注意を要する。 （注2）この金の地金は貴金属（No.5参照）に含まれる。
3	金貨	次のいずれかに該当する金貨（該当する金貨は貴金属<No.5参照>、一方該当しない金貨は支払手段となる）。 1. 流通していない（骨董的価値しかない）金貨。 2. 強制通用力のある金貨のうちその額面金額を超える価格で取引される金貨。
4	支払手段	法第6条第1項第7号に規定する次に掲げるもの。 1. 銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨。 2. 小切手（旅行小切手を含む）、為替手形、郵便為替、信用状。 3. 証票、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者の相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る）。 4. 上記1.又は2.に準ずるものとして政令で定めるもの。具体的には、約束手形（譲渡性預金証書を除く）など。
5	貴金属	法第6条第1項第10号に規定する次に掲げるもの。 1. 「金の地金、金の合金の地金」（金を含有する地金<含有量が2%未満は除く>であって、その形状が塊、片、粒その他これに類する形状のもの）。 （注）「国際収支項目の内容」では、この金の地金のうち、金の含有量が90%以上のものに限って特に金の地金（No.2参照）という用語を使用。 2. 「流通していない金貨」（強制通用力のある金貨のうちその額面金額を超える価格で取引される金貨を含む。すなわち、上記No.3の「金貨」と同意義）。 3. 「金を主たる材料とする物」（含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格<No.18参照>の1/2以上のもの）。 （注）プラチナ、パラジウム、銀等は貴金属ではなく貨物（No.6参照）となる。
6	貨物	法第6条第1項第15号に規定する、次に掲げるもの以外の「動産」をいう。 1. 「貴金属」（No.5参照） 2. 「支払手段」（現金や小切手等） 3. 「証券」 4. 「その他債権を化体する証書」（預金通帳等）

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

No.	用語	解説
7	商品	上記の貴金属(No.5参照)と貨物(No.6参照)の総称。
8	居住者と非居住者	<p>法第6条第1項第5及び6号に次のように規定。</p> <p>(居住者) 本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。</p> <p>(非居住者) 居住者以外の自然人及び法人をいう。</p> <p>(参考：紛らわしい居住性の例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本邦内に滞在する外国人の居住性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本邦内にある事務所に勤務する者は居住者 (2) 本邦に入国後6月以上経過するに至った者は居住者 (3) 外国政府、国際機関の公務を帯びるものは非居住者 (4) 外国において任命又は雇用された外交官、領事官、これらの随員、使用人は非居住者 (5) 在日米軍基地の隊員等は非居住者 2. 外国に滞在する本邦人の居住性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は非居住者 (2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者は非居住者 (3) 本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者は非居住者 (4) 本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は居住者 3. 上記の家族 同居し、かつその生計費が上記に掲げる者に負担されている場合は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うこと。
9	株式等	株式と出資の持分の総称。
10	本邦にある親会社(本邦親会社)	<p>対外直接投資に係る株式等を保有する居住者。なお、対外直接投資に係る株式等とは、株式等を取得した結果、報告者の外国法人に対する単体の出資比率が発行済株式総数もしくはは出資金額の総額の10%以上の出資関係にある場合のみをいう。</p> <p>なお、報告者、報告者の全額出資子会社(注1)及び共同投資者(注2)の外国法人に対する出資比率の合計が10%以上となる場合は、含まない。</p> <p>(注1) 全額出資子会社及び共同投資者が、非居住者である場合も含む。</p> <p>(注2) 共同投資者とは、報告者と共同して当該外国法人の経営に参加する目的をもって当該外国法人の株式等を所有する者をいう。</p>
11	外国にある子会社(外国子会社)	本邦にある親会社(No.10参照)により株式等を保有される外国にある法人(非居住者)。

2013 年以前適用

(2014 年 1 月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「国際収支項目番号一覧・内容解説」をご参照ください。 <http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

No.	用語	解説
12	本邦にある子会社(本邦子会社)	対内直接投資等により株式等を保有される本邦にある法人(居住者)。なお、対内直接投資等に係る株式等とは、株式等を取得した結果、外国にある親会社の本邦子会社に対する単体の出資比率が発行済株式総数の10%以上となる出資関係にある場合のみをいい、当該本邦子会社が上場であるか、非上場であるかを問わない。
13	外国にある親会社(外国親会社)	本邦にある子会社(No.12参照)の株式等を保有する非居住者。
14	金融会社	銀行業、証券業又はその他の金融業を営む会社。
15	日本政府等	国民経済計算体系(SNA)上の中央政府、地方政府、社会保障基金。
16	金の地金(金融商品に該当するもの)	通貨当局に準備資産として保有されるもの以外の金の地金(非貨幣用金<No.2参照>)のうち、金銭債権の保存手段として保有される金をいい、その他(工業用)金と区分している。具体的には、金投資(貯蓄)口座に対する投資が該当。
17	割賦販売	分割して代金を回収する販売。
18	FOB	Free on Boardの略。貿易取引条件の一つで、輸出港本船積込渡値段、すなわち輸出原価での売買条件。運賃などは買主の負担となる。CIF条件(注)とともに多く用いられている。 (注)CIFとはCost, Insurance and Freightの略で、運賃保険料込みの取引条件。
19	ファイナンシャルリース	リース対象商品の購入に要した資金から、リース期間終了時の残存価格を差引いた金額相当をリース料として回収するリース。本質的には、リース対象商品の購入資金のファイナンスであることから、国際収支統計では、貸付・借入として取扱い、オペレーティングリースと区分している。
20	オペレーショナルリース	ファイナンシャルリース以外の全てのリースが該当(レンタルを含む)。
21	デットアサンプション	証券の発行体が、有利子負債の圧縮などを企図して、利払い及び償還用資金を非居住者に預託して、利払いや元本の償還の履行を預託先に引受けさせる契約。預託金債権は、利払いや元本の償還により発生する求償債務と相殺される。877でいう「債務履行の引受契約」と同義。
22	不特定口座	金の地金を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されていないもの。
23	特定口座	金の地金を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されているもの。
24	原契約期間が1年超の貸付・借入	契約時に期間の定めのない貸付・借入を含む。